

京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務

仕 様 書

1 目的

京北病院は、京都市の総面積の4分の1を占める広大な北部山間地域である京北地域における唯一の病院として、昭和33年5月の開設以来、60余年にわたり地域住民の医療拠点としての役割を担っている。

京北病院の運営は、平成23年4月に京都市立病院とともに地方独立行政法人法に基づく京都市立病院機構へと移行し、新たに介護老人保健施設、通所リハビリ施設、居宅介護支援事業所を開設・開所するなど、地域の高齢化に伴う介護ニーズに対応した業務の多角化を行い、高齢者の医療と介護サービスの拠点として機能強化を図ってきた。

本業務は、京北地域における人口減少や高齢化の状況を踏まえ、今後京北病院が果たすべき役割や必要とされる機能・サービスについて、持続可能な在り方を検討するうえで、必要な調査・収集・分析・報告を行うものである。

2 業務内容

(1) 必要情報の調査・収集・分析

京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課が設置する庁内ワーキング（以下「庁内ワーキング」という。）において、京北地域の現状を把握し、課題の分析を行い、今後の在り方を検討するに当たり必要となる情報を調査・収集・分析のうえで資料に取りまとめて提供する。

<調査・収集項目>

ア 京北地域の将来人口推計

- ・ 年齢階層別人口の推移
- ・ 人口減少率の推移
- ・ 高齢化・超高齢化率の推移 等

イ 京北地域の医療・介護環境

- ・ レセプトデータの分析
- ・ 診療科別・年齢別の患者動向
- ・ 疾病構造の分析
- ・ 京北地域の医療・介護機関の配置及び周辺地域の医療・介護環境の分析
- ・ 京北地域で充足できていない機能・診療科・病床機能（それぞれの他病院への依存状況）
- ・ 医療機関・介護機関相互の連携状況 等

ウ 京北病院の医療・介護需要推計

- ・ 入院患者推計
- ・ 外来患者推計
- ・ 救急患者推計
- ・ 介護サービスの需要推計
- ・ 提供する医療・介護サービスの充足状況
- ・ 過去の患者需給分析及び将来の患者需給予測 等

エ 今後の在り方の提案及び収支推計（複数案提示すること）

- ・ 京北地域における京北病院の位置づけ
- ・ 京北病院の今後の方向性及び役割
- ・ 将来的に必要な機能及び機能ごとの規模、病床数
- ・ 持続可能な経営の在り方
- ・ 建物の老朽化対策
- ・ 京北地域の他の医療・介護機関との連携の在り方
- ・ その他新たな機能やサービスの提案
- ・ それぞれにかかる費用、収支 等

オ 参考事例

- ・ 高齢化地域及び人口減少地域における医療機関（病院・診療所）運営の参考事例

カ その他

- ・ 京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る庁内ワーキングから求めのあった事項
- ・ その他必要と認める京北地域医療・介護圏内における医療・介護需要の分析
- ・ その他必要と認める京北地域医療・介護圏内の関係機関へのヒアリング調査等

(2) 京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る庁内ワーキングへの対応

ア 上記庁内ワーキング（調査の中間報告、調査結果報告など複数回想定）への出席

イ 資料の補足説明

ウ 議論の取りまとめ

(3) 調査結果報告書の作成

ア 内容

上記(1)、(2)の内容を取りまとめたもの。

イ 紙媒体

日本工業規格 A 4 版、カラーで 3 部作成する。

ウ 電子媒体

上記アの電子データを保存した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出するものとする。

3 事業の実施期間

契約の締結の日から、令和 6 年 3 月 31 日まで

4 成果物の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 3 月 31 日（各報告資料は提出期限に関わらず、完成次第提出すること）

(2) 提出場所

京都市立病院機構

(3) 提出物

ア 調査結果報告書

2 業務内容の(3)調査結果報告書の作成による

イ その他

- ・本業務に関し、受託者が出席した各種打ち合わせ等の資料
- ・その他業務に作成した資料、収集したデータ

5 留意事項

- (1) 本業務に当たっては、京北病院が果たす機能の在り方に関する本市における検討に際し、必要な事項を調査し、総合的に調査・検討を支援することはもちろんのこと、単なる一般的な事例提供や助言にとどまらず、検討状況に応じて積極的に支援すること。
- (2) 本業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、調査・検討に向けた準備作業に当然に必要となる事項については、委託者の要請に応じて受託者が誠実に対応すること。
- (3) 受託者は、本調査業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
また、関係機関等から提供を受けた資料については、管理、保管を十分な体制により行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、事前に委託者と十分協議して調査計画書を作成し、確認を受けた後に調査を行うこと。
また、委託期間中についても進捗状況を委託者に逐次報告し、事務処理方針については委託者の指示及び承諾を受けること。
- (5) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

- (6) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、版權等の一切の権利は、全て委託者に帰属する。また、委託者は、成果物等の全てについて業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ決定し処理するものとする。